

お知らせ

社会保険料率の改定について

3 月より、協会けんぽ、一部の健康保険組合では健康保険料率や介護保険料率が改定されます。これにより、**3 月分保険料(4 月支払の給与より控除する保険料)から健康保険料・介護保険料額が変わります**ので、ご注意ください。また、一部の健康保険組合は 4 月より変更となります。

労働保険の年度更新の時期がまいります

労働保険料は、労働者の「賃金総額」に「労働保険料率」を乗じて算出されます。保険料は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを 1 保険年度として年度の始めに概算で保険料を決めて納付し、年度末に確定・精算するという方法をとっています。3 月分の賃金計算をされましたらご準備ください。

また、雇用保険料免除高齢者(保険年度の初日(4 月 1 日)において満 64 歳以上の方)に該当していた方については、本年 4 月から雇用保険料の徴収が始まりますのでご注意ください。

被扶養者認定における国内居住要件の新設等について

本年 4 月から、社会保険の被扶養者認定要件に新しく「国内居住要件」が設けられます。これから説明する「国内居住要件」の意味するところは、大まかに言えば、**被扶養者の生活の基盤が日本国内にある**というイメージです。

●国内居住者とは？

日本国内に住民票を有する者です。そのため、被保険者が一定期間海外で生活していたとしても、日本に住民票があれば原則として国内居住要件を満たしていると言えます。一方で、国内に住民票があっても、渡航の目的が「就労」の場合など、**明らかに国内での居住実態がない場合は、国内居住者とは判断されません。**

●国内居住要件の例外(海外特例要件)

日本国内に住民票がない者でも、下表の海外特例要件に該当する場合は、国内居住者と判断されます。しかし、あくまでも特例であるため、加入手続きの際は証明書類の提出が必要となります。

国内居住要件の例外	証明書類	注意点
① 外国に留学する学生	査証(ビザ)、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し	・留学期間は問わない。 ・留学後、現地で就労する場合は、国内居住要件の例外が適用されない。 →渡航目的の「留学」から外れるため。 ・留学に伴う家族の同行は、基本的に例外が適用。
② 外国に赴任する被保険者に同行する家族	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し	・家族帯同ビザ又は渡航目的が「就労」ではなく海外赴任に付随するものかどうかで個別に判断される。 ・渡航のタイミングが一緒でなくてもよい。 ・海外研修や留学については、被保険者という身分に基づいているのであれば海外赴任に含まれる。
③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する家族	査証、ボランティア派遣期間の証明、ボランティアの参加同意書などの写し	・ビザの有効期限内なら、基本的に「一時的」とされる。 ・ワーキングホリデー制度は例外が適用。 →この制度の主体はあくまで休暇であり、「就労」を目的とした渡航ではないため。
④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた家族	出生や婚姻等を証明する書類等の写し	・例として、海外赴任中に生まれた被保険者の子供、結婚した配偶者、特別養子が該当。 →例示した者については、海外赴任後に、日本で生活することが予定されているなど、日本国内に生活の基盤があれば例外の対象となるが、現地で結婚した配偶者の血族は基本的に対象外となる(被保険者の姻族という身分において発行されるビザがない)。
⑤ ①～④のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基盤があると認められる家族	個別に判断	・例えば、①に該当する留学中の被扶養者に子供が生まれた場合(被保険者の孫)、通常、当該被扶養者は独立した世帯を持つと考えられる(扶養から外れる)が、生まれた子供についても、生活実態等踏まえ、被保険者が扶養する必要があり、日本で生活する可能性が高い場合等が想定される。

※証明書類が外国語で作成されている場合は、翻訳者の署名がされた翻訳文も必要となります。

海外特例要件に該当するかどうかは、第一に渡航目的から判断されます。渡航目的が「就労」の場合は、そもそも、海外での収入により生計を立てていく可能性が高く、生活の基盤も日本にあるといえないため、生計維持要件・海外特例要件ともに外れると考えられます。

また、上記の表は協会けんぽから引用したのですが、健康保険法等の改正に基づいたものであるため、各健康保険組合でも同様の取扱いになると考えられます。

以上の内容および給与・賞与計算に関するお問合せやご相談は

吉田宏司事務所 (03-3274-0656 y-jimusho@fukusikyokai.com) までご連絡ください。